



令別表第1(3)項を営む建物又はその部分がある。

(3項とは、飲食店、食堂、居酒屋、スナック等)

いいえ

はい



火気使用設備又は器具がある。

いいえ

はい

その設備又は器具は販売、提供のために調理を目的としたものである。

いいえ

はい



立ち消え防止装置は対象外です。

「防火上有効な措置」がされてない。  
「調理油過熱防止装置」過度な温度上昇を感知して自動的にガスの供給を停止する装置が無い。



「自動消火装置」火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置がない。

いいえ



「圧力感知安全装置」カセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へガスの供給を停止する装置がない。

はい

消火器具の設置が必要です。

消火器具の設置は必要ありません。

注：このフローチャートは改正の部分のみです。詳細は消防署へお問い合わせください。